

社会福祉施設等における 災害への備えについて

令和7年5月
大阪府福祉部福祉総務課

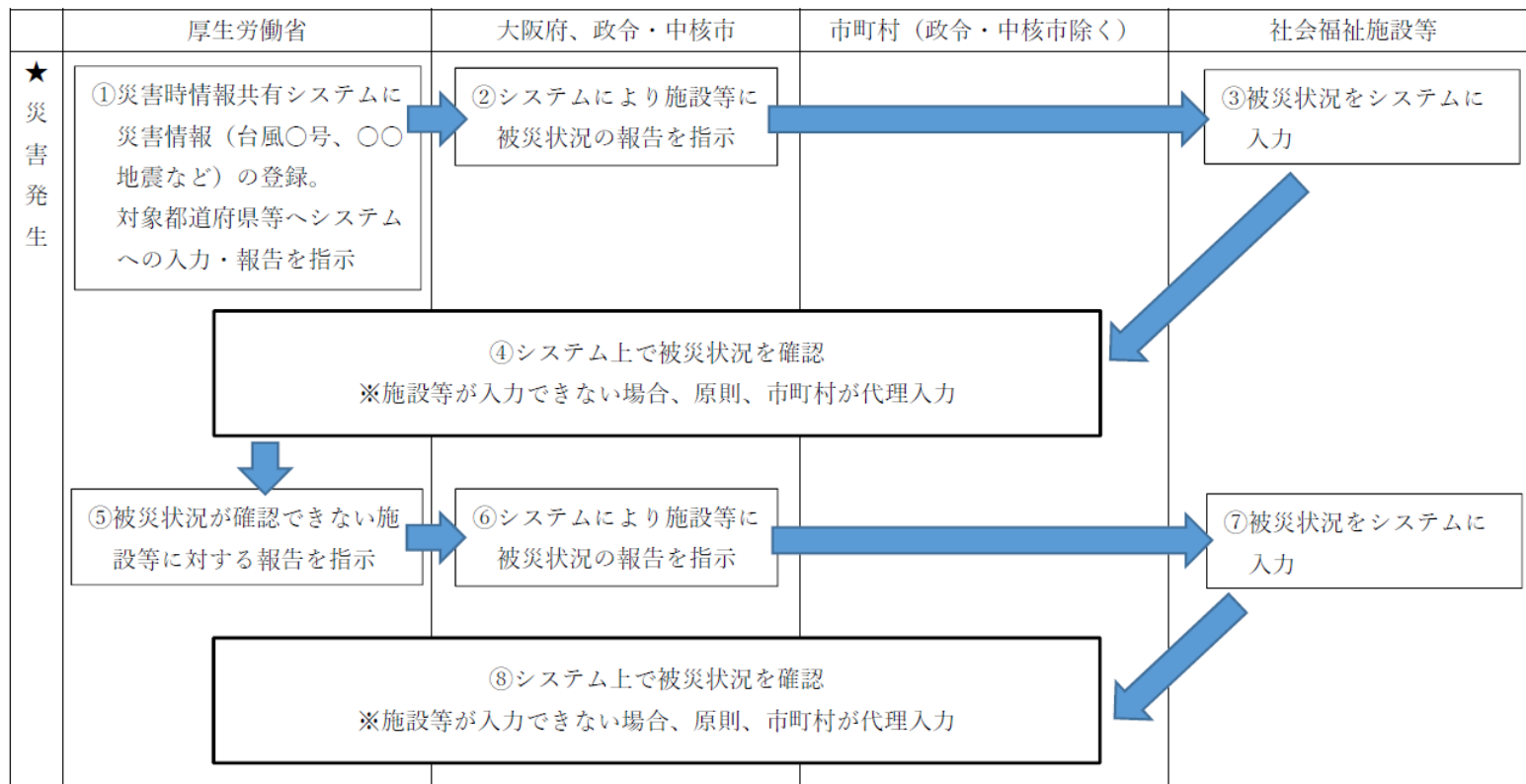
社会福祉施設等における災害への備えについて

- 1 社会福祉施設等の被災状況の把握
- 2 社会福祉施設等におけるBCP（事業継続計画）の策定
- 3 社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成
- 4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施
- 5 水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- 6 津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画の策定と避難訓練の実施
- 7 社会福祉施設における災害時の
施設間相互応援協定締結のためのガイドライン
- 8 大阪DWAT（大阪府災害派遣福祉チーム）について

（参考）避難行動要支援者における個別避難計画の作成

1 社会福祉施設等の被災状況の把握

令和3年度より災害時情報共有システムを用いて、
以下の報告フローで社会福祉施設等の被災状況を把握



※救護施設等や災害時情報共有システムが使用できない場合については、被災状況整理表にて報告

※状況に応じて⑤～⑧を繰り返し ※必要に応じて、市町村から施設等へ被災状況を確認。

施設所在市町村の窓口一覧、様式（記載例）等は、
11頁の府ホームページに掲載

2 社会福祉施設等におけるBCP(事業継続計画)の策定

利用者への支援等の重要な事業を中断させない、
または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるために、
BCP（事業継続計画）の策定が有効。

※令和3年度報酬改定に伴う運用基準の改正により、介護施設・事業所、障害福祉サービス事業所等におけるBCPの策定が義務化
（令和6年3月で経過措置終了）

福祉部出先機関で策定しているBCP（地震災害想定）を基に、
作成のポイントとなる項目をまとめた参考事例や、厚生労働省
作成のガイドラインや研修動画を11頁の府ホームページに掲載
しています。

【作成ポイント】

- ◆非常時優先業務
- ◆業務継続のための業務資源・環境の確保
- ◆業務資源確保等のための平常時からの対策

3 地震防災対策マニュアル

社会福祉施設等が地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難などを定める防災マニュアルを作成することが有効。作成のポイントとなる項目をまとめた手引書を11頁の府ホームページに掲載しています。

【手引書概要】

- ◆施設における地震防災対策の必要性について
- ◆平常時における地震防災対策
- ◆地震発生後の応急対策

4 非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

平成28年8月31日の台風10号に伴う暴風及び豪雨による災害の発生に伴い厚生労働省より通知あり。関連通知等を11頁の府ホームページに掲載しています。

※令和2年7月豪雨による災害の発生に伴い、非常災害対策計画の策定及び避難訓練実施状況の点検等について、厚生労働省により通知

【通知概要】

◆「高齢者等避難」、「避難指示」等の情報把握（施設管理者等）

※令和3年の災害対策基本法改正により変更

◆非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施（施設等）

※厚生省令等により義務付け

◆計画の策定状況及び避難訓練の実施状況等についての点検及び指導・助言（府及び市町村）

国通知等を踏まえ、8月30日から9月5日までの「防災週間」などの機会を捉え、防災訓練の実施や非常災害対策計画等の見直しに取り組んでいただき、利用者の安全確保や防災意識の高揚に努めていただきますようお願いいたします。

5 水防法等に基づく 避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律（平成29年6月19日施行）により、以下の①②をともに満たしている場合、社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と『避難訓練の実施』が義務化。参考リンク等を11頁の府ホームページに掲載しています。

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

6 津波防災地域づくりに関する法律に基づく 避難確保計画の策定と避難訓練の実施

津波防災地域づくりに関する法律に基づき、
以下の①②をともに満たしている場合、
社会福祉施設等において『避難確保計画の作成』と
『避難訓練の実施』が義務化。参考リンク等を11頁の
府ホームページに掲載しています。

【避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務となる施設】

- ① 津波災害警戒区域内に存在している
- ② 市町村地域防災計画に施設の名称と所在地が記載されている

7 社会福祉施設における災害時の 施設間相互応援協定締結のためのガイドライン

災害時において、自らの施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間の応援体制整備のための手法である施設間相互応援協定の締結について、協定に盛り込むべき項目や留意点、事例などをまとめたガイドラインを作成。11頁の府ホームページに掲載しています。

【ガイドライン概要】

◆社会福祉施設における災害時の施設間相互応援協定

(1) 施設間相互応援協定とは (2) 協定の目的と効果

◆施設間相互応援協定の内容

(1) 締結主体 (2) 協定内容

◆参考となる取組み

8 大阪DWA T（大阪府災害派遣福祉チーム）

【大阪DWA T】 ※大阪DWA T登録数 443名（令和7年3月末現在）

◆災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重度化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職等で構成されるチーム

【大阪DWA T概要】

◆活動は、被災地の復興と自立を支援するためのものであるため、原則1カ月程度

チーム編成	活動場所	派遣期間	主な活動（支援）例
1チーム 5名程度	市町村が設置する小学校等の一般避難所	1チーム 連続5日以内	・アセスメント（避難者への支援） ・相談支援（福祉ニーズの把握） ・日常生活の支援（食事・介護等）

◆福祉専門職（以下の資格・職種でチーム員養成研修を修了した者）

【資格・職種】 介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士
精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

【平時の取組について】

◆圏域ごとの平時の活動促進＜チーム員同士の連携強化＞

◆地域との連携＜大阪DWA Tの認知度アップ＞

⇒地域の防災訓練等への参画など

※災害対策基本法等の改正（R7.2.14閣議決定）に伴い、災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインも改正予定

社会福祉施設等における災害への備え (府福祉総務課ホームページ)



「大阪府 社福 災害」で検索ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/saigaisonaie/index.html>

社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成

社会福祉施設等において、地震や風水害の発生への備えや発生した場合の迅速な避難など、社会福祉施設が従事する防災マニュアルを策定するための手引書を作成しました。

[「社会福祉施設等における地震防災対策マニュアルの作成」のページ](#)

非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施

高齢者、障がい者、児童・幼児などが利用する社会福祉施設等は、非常災害に関する具体的な計画を策定すること、避難訓練を実施して非常災害対策計画の内容を把握し見直しを行うことが求められています。

[「非常災害対策計画の策定と避難訓練の実施」のページ](#)

水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施

水防法等の一部を改正する法律が平成22年4月12日に施行され、水防法又は土砂災害防止法に基づき、洪水想定区域内又は土砂災害警戒区域内にある社会福祉施設等のうち市町村地域防災計画にその名称と所在地が記載された施設に付し、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

[「水防法等に基づく避難確保計画の作成と避難訓練の実施」のページ](#)

津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施

津波防災対策づくりに関する法律に基づき、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設(主として高齢者、障がい者、児童その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設)のうち、市町村地域防災計画にその名称と所在地が記載された施設に付し、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画の作成と避難訓練の実施が義務付けられました。

[「津波被害を想定した災害対策マニュアルの策定と避難訓練の実施」のページ](#)

社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡体制確立のためのガイドライン

災害時において、各々の施設だけでは対応できない場合の「共助」として、施設間での連携体制を整備しておくことも重要であり、施設間の連携体制整備のための手法である、施設間連絡体制の確立について、協定に盛り込むべき項目や留意事項、事例などをまとめた「社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡体制確立のためのガイドライン」を作成しました。

[「社会福祉施設における災害時の施設間相互連絡体制確立のためのガイドライン」のページ](#)

このページの作成履歴

大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）の設置について （府地域福祉課ホームページ）



「大阪DWAT」で検索ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/chiikifukushi/ddwatto/index.html>

（新着情報）

令和5年3月

令和5年2月2日 豊前河津 実地訓練等（令和5年1月13日実施）について

DWAT（ディーワット）とは

災害時における、長期避難者の生活機能の低下や要介護度の重篤化など二次被害防止のため、一般避難所で災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子ども等）に対する福祉支援を行う民間の福祉専門職（※）で構成するチームです。

○ DWAT : Disaster Welfare Assistance Team の略

（※）福祉専門職：介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士、看護師、理学療法士、精神保健福祉士、保育士、その他介護職員等

大阪DWATの体制構築

災害時の避難所において、高齢者や障がい者、子ども等の地域の災害時要配慮者が、長期の避難生活を余儀なくされ、必要な支援が行われない結果、生活機能の低下や要介護度の重篤化などの二次被害が生じるといった課題が指摘されており、これらの方々の避難生活中における福祉ニーズへの対応が急務となっております。

大阪府においては、平成26年度に、施設団体や職能団体に参画いただき、「大阪府災害福祉支援ネットワーク」を設置して、災害時の支援ニーズについての情報共有や、福祉支援の連携した取り組み等について検討を行って参りました。

平成30年5月には、地震や台風等による多くの自然災害が各地に甚大な被害をもたらしたことを受け、厚生労働省から各都道府県における「災害派遣福祉チーム」の組成等、災害時の必要な支援体制の構築を目的とした「災害時の福祉支援体制の整備に

(参考) 避難行動要支援者における個別避難計画の作成

【個別避難計画とは】

避難行動要支援者（高齢者、障がい者等）ごとに、避難支援者や避難先等の情報を記載した計画。

令和3年5月20日施行の災害対策基本法の改正により、市町村の努力義務化。

⇒市町村が地域防災計画に定めた避難行動要支援者のうち、優先度の高い者を選定し、

おおむね5年程度で作成することを目標とする。

(参考) 個別避難計画で定める事項

- ①氏名 ②生年月日 ③性別 ④住所又は居所 ⑤電話番号その他の連絡先 ⑥避難支援等を必要とする理由 ⑦避難支援等実施者 ⑧避難場所及び避難経路 ⑨市町村長が必要と認める事項

【個別避難計画の作成経費について】

令和3年度より市町村における計画の作成経費について新たに地方交付税措置。作成経費は、これまでの事例等から福祉専門職参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度要すると想定。

【大阪府における取組み】

令和4年度、副市町村長や危機管理担当部局長等を対象とした研修や、市町村職員・福祉専門職・防災関係者等を対象とした計画策定に係るワークショップ形式の研修を実施。また、計画作成主体者ごとのパターン例を示した「市町村職員向け個別避難計画作成ガイド」を作成。令和5年度も引き続き、計画作成促進を目的とした研修等の実施により、市町村における計画作成を支援していく。

★計画作成においては、日ごろからサービス提供や利用調整などを通じて、避難行動要支援者の状態や家族の事情等も把握されている福祉専門職の協力が重要